国立大学法人島根大学と奥出雲町との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学(以下「島根大学」という。)と奥出雲町が包括的な連携・協力のもと、両者が有する物的・人的資源を有効活用し、地域の活性化と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

- 第2条 島根大学と奥出雲町は、次の事項について連携・協力する。
- (1) 地域産業の振興に関する事項
 - (2) たたら製鉄などの地域資源を活用した観光・教育・文化の振興に関する事項
 - (3) 地域づくり、まちづくりに関する事項
 - (4) 奥出雲病院を中核とした地域医療の充実に関する事項
 - (5) 地域の保健・福祉の向上に関する事項
 - (6) 地域の国際交流の推進に関する事項
 - (7) 地域を支える人材の育成に関する事項
 - (8) その他本協定の目的を達成するため両者が必要と認めた事項

(連絡調整)

第3条 本協定による連携・協力の円滑な推進を図るため、両者は定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

- 第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有 効期間満了の日の30日前までに、両者いずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間 有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。
- 2 本協定の有効期間中であっても、両者協議のうえこの協定書を改定することができる。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

平成28年10月6日

国立大学法人島根大学長



奥出雲町長

